5　開始後利息損害金等
　利息損害金等のうち、更生手続開始後の利息の請求権並びに更生手続開始後の不履行による損害賠償及び違約金の請求権の部分をいう。
6　弁済対象更生債権
　確定更生債権から開始後利息損害金等を控除したものをいう。
7　第２回弁済原資金額
　下記①及び②の合計金額から、一定の共益債権（スポンサー契約に基づき下記①及び②の金員から支出することが定められている共益債権と、更生会社の更生手続の遂行に必要と見込まれる一切の費用に係る共益債権）の弁済額、更生担保権の弁済額、優先的更生債権の弁済額、及び一般更生債権に対する第１回弁済額の総額を控除した金額であって、法律家管財人が裁判所の許可を得て定める金額をいう。
　なお、法律家管財人は、前述の一定の共益債権のうち、金額確定やその早期支払が困難なものがある場合、裁判所の許可を得て、かかる共益債権の弁済用資金として合理的な金額の金銭を更生会社に留保することができる。その場合、第２回弁済原資金額の算出のうえでは、留保金額相当額が、弁済原資から除かれる。
記
①　スポンサーによる貸付及び出資に基づき得る金銭17億5000万円に、スポンサー契約に基づく一定の調整をした金額
②　後述８の弁済原資組入資産の売却等処分代金
　ただし、法律家管財人は、弁済原資組入資産のうち、売却等処分が困難なもの（更生計画認可決定確定日から起算して１か月以内に売却等処分できる見込みが乏しい場合や、売却等処分代金の金額が低廉な場合には、売却等処分が困難なものとみなす。）について、売却等処分をしないことを決定することができ、売却等処分をしないことの決定がされたものは、弁済原資から除かれる。
8　弁済原資組入資産
　更生会社の資産のうち、スポンサー契約に基づき、売却等処分してその売却等処分代金を更生債権等の弁済原資とすることを予定するものをいい、具体的には、別表16「弁済原資組入資産一覧表」記載の各資産をいう。
9　更生担保権弁済日
　更生担保権（後述13の売却更生担保物件を目的とする担保権に係る更生担保権を除く。）の弁済日であり、更生計画認可決定確定日から起算して４か月以内の日であって法律家管財人が定める日をいう。
10　第１回更生債権弁済日
　本更生計画に基づき２回に分けて行われる更生債権の弁済のうち第１回目の弁済日であり、更生計画認可決定確定日から起算して４か月以内の日であって法律家管財人が定める日をいう。
11　第２回更生債権弁済日
　本更生計画に基づき２回に分けて行われる更生債権の弁済のうち第２回目の弁済日であり、更生会社が①前述８の弁済原資組入資産の売却等処分又は売却等処分をしないことの決定、及び②後述13の売却更生担保物件の売却等処分による更生担保権の弁済金額の決定を終えて、法律家管財人が裁判所の許可を得て第２回弁済原資金額を決定した日以後の日であって、法律家管財人が定める日をいう。
12　更生担保物件
　更生担保権に係る担保権の目的をいう。
13　売却更生担保物件
　更生担保物件のうち、当該担保権の目的を売却等処分してその売却等処分代金により更生担保権の弁済を行うものをいい、具体的には、別表14「担保権の目的の一覧表（不動産）」記載整理番号49及び50の不動産をいう。
14　売却等処分
　資産を換価するために必要な売却その他処分を含む一切の行為をいう。
15　売却等処分代金
　売却等処分により得る、売買代金その他の金銭をいう。
16　担保売却等費用
　売却更生担保物件の売却等処分にあたり売主である更生会社に生ずる合理的な費用や負担をいい、下記に列挙するものを含むが、これらに限られない。
記
⑴　売主負担の仲介手数料
⑵　売主負担の測量代及び分筆費用
⑶　売主負担の印紙代（契約書、領収書に貼付するものを含むが、これらに限られない。）
⑷　売主負担の手付金保全手数料
⑸　売主負担の登記手続費用（登記手続における司法書士費用を含むものであり、登記手続には住所変更・名義変更に関するものを含むが、これらに限られない。）
⑹　売主負担の担保抹消費用及び物件引渡費用（建物・設備・機械器具・什器備品等の解体撤去及び廃棄費用を含むが、これらに限られない。）
⑺　売主負担の環境汚染（土壌汚染、地下水汚染を含むが、これらに限られない。）に係る汚染調査費用及び汚染浄化費用
⑻　更生手続開始日以後決済日前日までの固定資産税、都市計画税、特別土地保有税等の公租公課（一定の期間に対応して生じる公租公課又は費用については、いずれも日割計算を行う。固定資産税・都市計画税の起算日は１月１日とする。）
　ただし、本費用の控除は、賃料収入の存する不動産については以下のとおりとする。
①　更生手続開始日以後決済日前日までの賃料収入（更生手続開始日以後決済日前日までに現実に入金がされた賃料に限る。ただし、売却等処分決済時に敷金充当の方法により回収されるものを含む。後述②でも同じ。）の額が本費用と後述⑽の費用の合計額を超える場合には、売却等処分代金からの控除をしない。
②　更生手続開始日以後決済日前日までの賃料収入額が本費用と後述⑽の費用の合計額を下回る場合には、当該下回る金額相当額の範囲内で、本費用を売却等処分代金から控除する。
⑼　売却等処分に関連して売主に課税される消費税その他の公租公課
⑽　更生手続開始日以後決済日前日までの更生担保物件の維持管理費用（共益費、管理費、火災保険料を含むが、これらに限られない。火災保険料等、一定の期間に対応して生じる費用については、いずれも日割計算を行う。）
　ただし、本費用の控除は、賃料収入の存する不動産については以下のとおりとする。
①　更生手続開始日以後決済日前日までの賃料収入（更生手続開始日以後決済日前日までに現実に入金がされた賃料に限る。ただし売却等処分決済時に敷金充当の方法により回収されるものを含む。後述②でも同じ。）の額が本費用と前述⑻の費用の合計額を超える場合には、売却等処分代金からの控除をしない。
②　更生手続開始日以後決済日前日までの賃料収入額が本費用と前述⑻の費用の合計額を下回る場合には、当該下回る金額から前述⑻②で費用を控除した残額相当額を売却等処分代金から控除する。
⑾　販売に係る広告宣伝費（更生担保権者と事前に合意した場合に限る。）
⑿　開発等の価値増大行為に要する費用（更生担保権者と事前に合意した場合に限る。）
⒀　その他売却等処分にあたり生じる合理的な費用
17　売却手取額
　売却更生担保物件の売却等処分代金から、当該売却更生担保物件に係る担保売却等費用を控除した残額をいう。
第２節　更生担保権の権利の変更及び弁済方法
第１款　不動産を目的とする担保権に係る更生担保権
第１　確定更生担保権
確定更生担保権額
10億2076万8924円
別表８
債権者数　２名